**１２　安否状況・被害状況の確認**

）

**１　安否・所在の確認**

安否確認が取れていない児童生徒等及び教職員の確認を続ける。その家族や自宅の被害状況も把握することが必要になってくる。

校長は、その他必要と判断した場合に、教職員に指示して、児童生徒等の安否を確認する。

　（参考）

|  |
| --- |
| 安否確認実施基準（目安） |
| 在校中・校外活動中 | ＊災害・事故等の発生により、その場で身を守る行動以上の避難行動（一次避難）以上の避難行動を取った場合 |
| 登下校中 | ＊震度５弱以上の地震が発生した場合＊津波警報、大津波警報が発令された場合＊大雨等に関する５段階の警戒レベルのうち、レベル３（高齢者等避難）以上が発表された場合＊〇〇市内で突風・竜巻・雷による被害が発生した場合＊通学路上で、内水・河川の氾らん、土砂崩れ、その他の災害による被害が発生した場合＊学区内で不審者等の情報が入った場合 |
| 夜間・休日・休暇中等（学校管理外） | ＊震度５弱以上の地震が発生した場合＊学区内で津波、気象災害、土砂災害等による大きな被害（避難所が開設されるレベル）が発生した場合＊その他、学区内に多数の被害が同時発生（犯罪・テロ等）した場合 |

「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」（令和３年６月文部科学省）サンプル編-P73

**・**安否確認の役割分担・方法は、原則として下表のとおりとするが、状況に応じて災害対策本部担当班等により安否を確認する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 役割分担 | 確認方法 |
| 在校中 | 授業中 | 各授業の担当教職員 | 名簿を用いる |
| 休憩時間・放課後 | 学級担任 |
| 学校行事中 |
| 校外活動中 | 引率教員 | 名簿を用いる |
| 登下校中 | 学級担任 | 保護者連絡先（電話、ﾒｰﾙ）への連絡 |
| 時間外・休日等（学校管理外） | 学級担任 |

　※電話・メールが利用不能な場合の代替手段

　　・災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言版(Web171)　・ＳＮＳ（LINE、Facebook、Ｘ(旧Twitter)など）

　　・家庭訪問　・避難所への巡回

・学校への連絡呼びかけ（本校ウェブサイトへの掲載、ＰＴＡ役員・地域町内会役員等への伝言依頼等）

**２　被害状況の確認**

一度点検した場所でも、時間とともに被害が拡大している場合もあるので、学校復興に向けて再度確認調査を行う。確認調査中に少しで危険を感じた場合は、調査を中止し、立入禁止区域とする。

・原則として二人１組で行動し、単独行動は避ける。

・携帯電話など通信手段を携帯し、学校に定期連絡を入れるなど連絡を途絶えさせない。

・校舎・体育館等の施設の被害状況を確認する。危険があると思われる箇所は、応急危険度判定士等の専門家による確認が必要。

・工作物の被害状況を確認する。

・立入禁止区域の確認をする。

　　　・安否確認等により得られた情報は、下図のとおり集約、報告する。

 　　

**３　チェック項目**

□　児童生徒の安否・所在確認をする

　　□　在校中の確認（負傷の有無等を含む）

　　□　時間外休日の確認

　　□　①確認時刻、確認の方法

□　②本人の安否（負傷の有無等）

□　③家族の安否（自宅の被害等）

□　④避難先、連絡方法

□　教職員の安否・所在確認をする

□　校舎・体育館等の被害状況を確認する（応急危険度判定士等の専門家による確認含む）

□　①建物躯体（基礎・柱・壁・床・天井）

　　（状況　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□　②建物取付具（扉・窓・電球・ガラス等）

（状況　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□　③備品（戸棚・本棚・ロッカー・靴箱等）

（状況　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□　工作物の被害状況を確認する

ブロック塀　・樹木　・防球ネット　・門扉　・掲揚ポール　・境界フェンス　等

（状況　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□立入禁止区域の表示をする